

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成24年4月3日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 タウン403
所在地 新潟市秋葉区程島1882外
設置者 株式会社マックス開発
- 2 変更しようとする事項
(1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時45分から午後10時00分まで
(変更後) 午前6時45分から午後10時00分まで
- 3 変更を予定する年月日
平成24年3月27日
- 4 変更しようとする理由
店舗の運営計画変更のため。
- 5 届出年月日
平成24年3月26日
- 6 縦覧場所
新潟市経済・国際部商業振興課及び秋葉区役所産業振興課
- 7 縦覧期間
平成24年4月3日から平成24年8月3日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係
電 話 025-226-1633
Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp